



子ども・子育て本部

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の本格施行にあわせて、内閣府に「子ども・子育て本部」が設置されています。少子化対策に関する施策の大綱の作成及び推進や、子ども・子育て支援法に基づく制度の実施、認定こども園制度に係る一元的な窓口機能、児童手当制度の実施等について担当しています。

参事官（総括担当）

参事官（少子化対策担当）

参事官（子ども・子育て支援担当）

参事官（認定こども園担当）

児童手当管理室

企業主導型保育事業等担当室

Cabinet Office

部局の所掌分野

■ 子ども・子育て関連の取組体制

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の本格施行にあわせて、内閣府に「子ども・子育て本部」が設置されています。子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付や、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援事業への支援を始め、制度の実施を担当しています。また、認定こども園制度について、一元的な窓口機能等を担うほか、児童手当制度の実施等について担当しています。

- 子ども・子育て本部（平成27年4月～）を中心とした体制
内閣府特命担当大臣を子ども・子育て本部長とする内閣府子ども・子育て本部において、児童福祉法体系や学校教育法体系との連携を図るため、それぞれ厚生労働省や文部科学省への総合調整を行いながら、関連施策を推進しています。

(1)内閣府子ども・子育て本部の主な業務

- 子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対処に係る企画立案・総合調整
- 少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進
 - ・地域少子化対策重点推進交付金 等
- 子ども・子育て支援法に基づく事務
 - ・子ども・子育て支援給付（認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型給付、地域型保育給付、施設等利用給付、児童手当）
 - ・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金
 - ・企業主導型保育事業
 - ・幼稚園・保育所等における事故対策（事故情報の集約・ガイドラインの策定等） 等
- 認定こども園法に基づく事務（共管）
 - ・認定こども園制度に係る一元窓口
 - ・幼保連携型認定こども園への指導・監督 等

(2)厚生労働省の主な業務（児童福祉法体系との連携）

- 児童福祉法に基づく事務
 - ・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に係る基準、指導監督
 - ・保育士に関する事項 等
- 認定こども園法に基づく事務（共管） 等

(3)文部科学省の主な業務（学校教育法体系との連携）

- 学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務
 - ・幼稚園に係る基準、指導監督
 - ・幼稚園教諭に関する事項
 - ・私学助成に係る事務（新制度に移行しない私立幼稚園に対する補助等） 等
- 認定こども園法に基づく事務（共管） 等

少子化対策

■ 少子化社会対策大綱の策定と推進

少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）に基づき、施策の大綱を策定し、推進しています。

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望を阻む様々な要因が絡み合っています。

大綱（令和2年5月閣議決定）に基づき、結婚支援、妊娠・出産への支援（不妊治療への支援など）、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（待機児童対策、男性の育休取得促進など）、地域・社会による子育て支援、多子世帯への支援を含む経済的支援など、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策に取り組んでいます。

■ 地域の取組支援、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり

大綱の策定・推進に加え、地域少子化対策重点推進交付金等により、地方自治体による結婚支援センター、AIを活用したマッチングシステムの運営やボランティアの育成、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る支援等の「結婚に対する取組」や、男性の家事・育児参画促進のための講座・セミナーの開催や乳幼児とのふれあい体験等の「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援し、地方自治体と連携して地域の実情に即した少子化対策の取組を推進しています。

また、男性が配偶者の出産直後から育児を行えるよう、子供の誕生直後の男性の休暇取得を促す取組（さんきゅうパパプロジェクト）や、子供・子育てに温かい社会づくりの一環として、地方自治体、企業・店舗等が連携し、子育て家庭に各種割引・優待サービス等や外出サポートを提供する「子育て支援パスポート事業」の全国共通展開、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後一週間を「家族の週間」と定め、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に認識されるよう呼び掛ける活動なども進めています。



子ども・子育て支援新制度

■ 「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えます

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指し、子供の年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。幼稚園や保育所に加え、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ「認定こども園」や少人数の単位で0～2歳の子供を保育する「地域型保育」など、地域の実情に応じて教育・保育の場を確保したり、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実します。また、子供たちがより豊かに育っていける支援を目指し、支援の質の向上も図ります。さらに、少子化という国難に正面から取り組むため、子供たち、子育て世代に大胆に政

策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと変えていくという考え方にに基づき、令和元年10月から、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化しました。新制度の財源には消費税が活用され、社会全体で子供の育ち、子育てを支えます。

■ 待機児童解消に向けた取組

「新子育て安心プラン」（令和2年12月）に基づき、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度末までの4年間で、女性就業率82%に対応できる14万人分の受け皿整備に取り組んでいます。

平成28年度に創設した企業主導型保育事業では、多様な働き方に対応した子育て支援として、事業主拠出金を財源に、企業による従業員のための保育施設の設置・運営を支援しており、令和2年度末までに概ね11万人分の受け皿を確保しています。

また、保育士等の処遇改善を進めており、令和元年度に実施した「新しい経済政策パッケージ」に基づく1%の処遇改善などの取組により、平成24年度と比べて月額4万4千円の処遇改善を実施しているほか、平成29年度からは、技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を実施しています。

■ 認定こども園制度の実施

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持った施設です。就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行うとともに子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能を備えています。

内閣府では認定こども園制度に係る一元的な窓口の機能を担うとともに、幼保連携型認定こども園への指導・監督など認定こども園法に基づく事務を行っています。

■ 児童手当制度の実施

子育て世帯に対する現金給付については、家庭等における生活の安定・児童の健やかな成長に役立てることを目的として、以下の内容による児童手当の支給を行っています。

○支給対象

中学校修了まで（15歳に達した日以後最初の3月31日まで）の児童を養育している方

○支給額（児童1人当たりの月額）

・所得制限未満の場合

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）

中学生 一律10,000円

・所得制限以上の場合

一律5,000円 ※当分の特例給付

